

厚木市認定こども園延長保育事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため、市内に設置された認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第1項の規定による確認を受けた認定こども園をいう。以下同じ。）において、通常の利用時間帯以外の時間に引き続き保育を実施する事業（以下「延長保育事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において厚木市認定こども園延長保育事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付対象事業は、別表第1に定めるものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、延長保育事業の実施に要する人件費及び保育に係る経費から寄附金その他の収入を差し引いたものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。

(1) 補助対象経費の実支出額

(2) 別表第2に定める基準額に保育短時間認定在籍児童数を乗じて得た額、別表第3に定める基準額及び別表第4に定める障害児保育加算の額を合計した額

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする認定こども園の設置者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業実施明細書

(3) 収支予算書

(4) 延長保育事業に係る保育従事者（乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者をいう。以下同じ。）の氏名、資格の名称及び週当たりの従事日数が分かる書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 設置者は、前条の規定による交付決定を受けた場合において、事業計画を遂行することが困難となったときは、その旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業の計画変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付対象となる事業の計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認

申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、補助対象経費の減額のみを伴う変更（事業内容の著しい変更を除く。）については、この限りでない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更収支予算書

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、審査の上、適当と認めるときは、事業計画変更承認通知書によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

（変更の届出）

第9条 交付決定者は、認定こども園の所在地若しくは名称又は設置者の住所若しくは氏名に変更があったときは、その旨を文書により速やかに市長に届け出るものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助の対象事業が完了したときは、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該事業の完了の日から10日以内の日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のうちいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業実施明細書
- (3) 収支決算書
- (4) 延長保育事業に係る保育従事者の氏名、資格の名称及び週当たりの従事日数が分かる書類
- (5) 障害児保育加算にあっては、加算の対象となる障害児に係る障害の事実が確認できる資料の写し

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定するものとする。この場合において、第6条の規定による交付決定額（第8条の規定により変更の承認を受けた場合は、その額）と確定額が相違するときは、速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（立入検査等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、指導し、又は助言をすることができるほか、立入検査等を実施することができる。

（書類の整備等）

第14条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年3月4日から施行し、令和2年4月1日以降に実施した延

長保育事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和３年７月27日から施行し、同年４月１日以降に実施した延長保育事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和４年６月23日から施行し、同年４月１日以降に実施した延長保育事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和６年11月15日から施行し、同年４月１日以降に実施した延長保育事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和７年５月29日から施行し、同年４月１日以降に実施した延長保育事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和８年３月23日から施行し、令和７年10月１日以降に実施した延長保育事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和８年６月15日から施行し、同年４月１日以降に実施した延長保育事業について適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

対象児童	事業内容
法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の支給要件を満たし、かつ、法第 20 条第 1 項により市の認定を受け、認定こども園を利用する児童	延長保育事業の実施について（令和 6 年 4 月 1 日付けこ成保第 225 号こども家庭庁成育局長通知）の別紙延長保育事業実施要綱 4 (1) 一般型に定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

在籍児童 1 人当たりの補助額（年額）

区分	延長時間区分	平均対象児童数	基準額
保育短時間認定	1 時間	1 人以上	23,300 円
	2 時間	1 人以上	46,600 円
	3 時間	1 人以上	69,900 円

備考 複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間区分を適用する。

別表第 3（第 4 条関係）

1 事業所当たりの補助額（年額）

区分	延長時間区分	平均対象児童数	基準額
保育標準時間認定	30 分	1 人以上	600,000 円
	1 時間	3 人以上	1,909,000 円
	2～3 時間	3 人以上	2,955,000 円
	4～5 時間	3 人以上	6,280,000 円
	6 時間以上	3 人以上	7,401,000 円

備考 複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間区分を適用する。

別表第 4（第 4 条関係）

障害児保育加算

1 施設当たりの補助額（年額）

区分	延長時間区分	基準額
保育短時間認定	30 分	150,000 円
	1 時間	300,000 円
	2～3 時間	750,000 円
保育標準時間認定	30 分	150,000 円
	1 時間	300,000 円
	2～3 時間	750,000 円
	4～5 時間	1,350,000 円
	6 時間以上	1,950,000 円

備考 加算の対象となる障害児は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童
- (3) 医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童